

教育勅語の何が問題か？



名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授

石井 拓児

1971年生。名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程単位取得満期退学。専門は、教育行政学。主な編著書に『新自由主義大学改革』（東信堂、2014）、『事例で学ぶ学校の安全と事故防止』（ミネルヴァ書房、2015）など。

「大学の〈知〉の現在を考える」名大アブラ・連続セミナー（第10回）より
※ 当日配布のレジュメは50頁以降に掲載

はじめに ー反知性主義とどう向き合うかー

た だいまご紹介にあずかりました、名古屋大学教育発達科学研究科の石井拓児と申します。どうぞよろしくお願いします。本日は、教育勅語の問題を取り上げるのですが、念頭にあるのは、何よりも改憲の問題です。安倍首相が2020年と時期を区切り、改憲のスケジュールを示しました。おそらく、期限を決めて改憲を言ったのは今回が初めてではないかと思いますが、改憲が目の前にスケジュールとして迫ってきています。

改憲を主張する人たちが、一方で教育勅語を礼賛し始めています。このことで、逆に言えば、改憲のねらい、つまり、彼らが憲法改正をつうじてどのような社会をつくらうとしているのかが、むしろわかりやすい形で示されることになったと私は思います。憲法は古くなったとか、新しい課題に対応しなければいけないから憲法を改正しなければいけないのだと主張する勢力のな

かには、全く真逆の歴史像、非常に古臭くて前近代的な価値観というものが念頭にあるということが浮き彫りになったのだと思います。その意味で、教育勅語とは一体どういう歴史文書で、どういう中身を持っていたのか、それを私たちがきちんと学習すれば、じつは改憲運動の危険なねらいを明らかにすることにつながり、私たちの憲法を守る運動を広範囲に広げていくための、強い抵抗のロジックをつくることにつながるのではないのでしょうか。

おそらく、ほとんどの方々が教育勅語をきちんと読んだことがないだろうと思います。一般的に言われていますが、「教育勅語もいいことが書いてある」と言われると、ついつい私たちもそうかもしれないといって問題にしない場合もあるかもしれません。本日はこれを徹底して批判する作業をみなさんとおこないたいと思います。少し長くなるかもしれませんが、お付き合いをいただければと思います。

ここにおられる皆さんは、関心をお持ちだと思いますが、政治の劣化現象、あるいは腐敗現象、こういったものが深刻の度合いを深めています。「反知性主義」とか、「ポスト・トゥルース」「フェイクニュース」といった言葉でも表現されていますが、これがすごい勢いで私たちの社会や国全体を覆ってきていると感じます。こうした現象について、私たち国民自身が乗り越えていかなければならないのはもちろんなのですが、私たちの代表者たる政治、私たちの暮らしのあり方を決定している現在の政府のなかに蔓延して、理性的かつ合理的な政策判断、政治判断というものがなされなくなってしまっているという問題は、非常に深刻だと思います。

例えば少し前、共謀罪法が準備され、国会を通過しました。多くの憲法・刑法学者、あるいは法律家・専門家のみなさんが軒並み反対の意思を表明しました。ただ反対したのではなく、具体的に問題点をいくつも提示して指摘しました。にもかかわらず、それらに対するまともな説明がほとんどないまま、国会を通過してしまいました。この間、ずっと同じことが起こっています。2年ほど前、憲法9条を解釈改憲して、集団的自衛権というものを認める閣議決定をしたときもそうでしたし、安全保障関連法のときもそうでした。国会前ではいくら多くの国民が集まって慎重審議を要求したとしても、研究

者や専門家がいくら反論や異論を唱えても、強行されてしまいます。

今回の教育勅語問題についても、最初にぜひ皆さんに知っていただきたいと私が思っているのは、教育科学の研究者のほとんどが、批判的な対象とする以外に教育勅語を教材として活用することにはできず、ましてや道徳教材としては絶対に使えないと考えているということです。

事実だけ確認をしておきますが、政府は2017年3月31日、教育勅語について、「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切と考えているが、憲法、教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定しました。4月18日にはさらに、「教育勅語」の取り扱いの判断については「教育委員会や学校の設置者に委ねる」とする答弁書も出しています。この二つの答弁書は、教育学研究者にとってはまともには耐えられないものになっています。

この答弁書の抜き書きした部分をよく読んでみていただきたいのですが、「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導は不適切」とし、それ以外は「憲法、教育基本法に反しなければ可能だ」と言うわけです。これは部分集合の関係で言いますと、「唯一の根本としなければ使っても構わない」ということになりますので、非常に広い範囲で「教育勅語」の教材使用を認めているとも読める答弁書になっています。大変危険な中身です。

教育科学の研究者たちは次々に声明を発表しています。いち早く声明を出したのが教育史学会の理事会で、「憲法、教育基本法に反しない形」で教育勅語を教材として使うこと自体が不可能であるというものです。それから、日本カリキュラム学会・日本教育方法学会会員有志の「提言」が出ました。教材開発や授業研究を中心に関心をもつ研究者が集まっている学会です。「各学校は、教育勅語を教材として用いる場合には、あくまで歴史的資料として扱うに止め、子どもたちが従うべき道徳的価値を備えたものとして扱うべきではない。ましてや、教育勅語を、朝礼等の儀礼的行事において、子どもたちが集団で唱和するというような戦前の皇国教育を彷彿とさせるような行為に及ぶことは決してあってはならない」としています。「政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明」という教育学関連学会会長の声明が準備され、7月

末現在で23団体の会長が賛同しています。現在、教育学関連の各学会が賛同するかどうかの検討をすすめているところだと思いますが、今後、賛同数は大きく広がるだろうとみられます。教育科学の世界で、この閣議決定に対する批判的な見解は、広範囲にわたってかなり明瞭なのです。

にもかかわらず、このことについても政府は全く応答するつもりもなければ、訂正をするつもりもない状態です。まさに科学的、論理的、あるいは合理的精神というものに全く向き合おうとせず、自分たちの思いの身の勝手な判断によって、政権運営がなされているのではないのでしょうか。そのことがこの教育勅語の問題にも共通して表れているのだということを、まず紹介して指摘したいと思います。なお、教育史学会は、2017年6月10日、「教育勅語の何が問題か」と題する公開シンポジウムを開催しています。シンポジウムでの報告資料がホームページに掲載されていますので、ぜひご参照ください (<http://kyouikushigakkai.jp/info/2017/0612132411>)。今日の私の報告の準備にあたっては、同資料を参照しておりますことを、あらかじめお断りしておきます。

私は近年、大学に入学してきた最初の講義やゼミで学生に、基本的に科学の世界は科学のロジックで考えなければならないこと、「理性的な理解」というものの大切さということを話すようにしています。また、「理性的な理解」というものが、自分の感情、すなわち「感性的な理解」と正面からぶつかり合う場面もあるかもしれず、理性で感性をぎゅっと閉じ込めなければならない場合もありうるのだということを話すようにしています。もちろん感性的な理解も大事です。理性的理解のうえに、新しい感性が必ず獲得されていきます。まさに論語でいう、「学びて思わざれば則ち罔し、思いて学ばざれば則ち殆し」です。

また、インターネットニュースはほとんど信じないでほしいということも、最近では学生にかなり丁寧に言うようにしています。それぐらい今、ポスト・トゥルースと呼ばれる状況の中でフェイクニュースが広がり、真実がどこにあるのかが見えない状態が続いています。その意味では、みなさんと一緒に学習することを大事にしたいと思います。

1. 教育勅語の歴史的経緯と法的位置づけ

(1) 1890年教育に関する勅語

まず、教育勅語の歴史的経緯と法的位置付けについて、ごくごく基本的なことだけ最初に確認をしていきます。

教育勅語は、もともと1890年に「教育に関する勅語」という名前で発布されたものです。これを通称「教育勅語」と私たちは呼んでいるわけです。これは法律文書ではなく、天皇陛下が語った言葉（＝勅語）という位置づけです。続いてすぐにこれが「小学校教則大綱」というところに位置づけられ、第2条に「修身は教育に関する勅語の趣旨に基づいて」行うこととされます。修身とは、昔あった教科目名で、今でいう道徳にあたるものですが、この道徳授業を教育勅語に基づいて行うとする規定が入ってきたわけです。

ご存知のように、1889年に大日本帝国憲法が制定され、極端な国家主義と軍国主義体制の確立、これと教育勅語は一体的な関係にあったことは間違いありません。その後、一時期、大正デモクラシー等々もありましたが、次第に日本は泥沼の総力戦体制の道を突き進んでいくことになります。最後は国家総動員体制へと突入した1941年の段階では、道徳における根本方針ということだけではなく、教育全体にわたる根本方針へと位置づけが変わります。これが1941年の「国民学校施行令」第1条で、「教育に関する勅語の趣旨を奉体して教育の全般にわたり皇国の道を修練せしめ特に国体に対する信念を深からしむべし」という規定になります。そうすると教育勅語は、結論から言えば、総力戦体制に導く教育の根本精神として活用されたものであり、これにより皇国臣民を形成し、国家総動員につなげていく。こういう歴史文書であったということが事実として確認できます。

(2) 教育勅語はどのように活用されたか

この時期、教育勅語はどのように活用されたか。私も今回、教育勅語問題が浮上してくるにあたり、大学の講義や各地の学習会での講師として、あらためて文献を読んだり学習しなおしたりして、いろいろと知ることができま

した。1891年の文部省令2号では、教育勅語の謄本と御真影を一定の場所に保管することが義務づけられていて、校長室等々、学校のなかの大事な場所にきちんと保管し、それに向かって敬礼をするようなことが行われていきます。同じく1891年に作成された小学校祝日大祭日儀式規程では、学校儀式において教育勅語を奉読することや、奉読中の最敬礼姿勢を命令しています。ですから、教育勅語に向かって深々とお辞儀をする、教育勅語の奉読後、子どもたちが一斉に顔をあげたらみんないっせいに鼻をズズッとすすっていた、などという話が有名ですが、こういう法令規定に基づいて行われてきたのだということが分かります。

これだけならばまだ「おもしろエピソード」ということにはなりますが、じつはこうした保管規程や学校儀式規程が定められたことによって、教育勅語に関する「不敬事件」が多発するようになっていきます。私も学生時代に教育学のテキストで学んだとても有名な事件は、内村鑑三不敬事件です。この事件は、1891年に発生しています。教育勅語が發布されてすぐに起きたということで非常に印象深い事件です。第一高等中学校嘱託教員であった内村鑑三が、儀式の際、壇上に上がっていくときのお辞儀が深くなかった。薄礼により同僚や生徒から非難を浴び、依願退職を迫られた。こういった事件が起きてきます。

じつは、私はこの内村鑑三事件のほか、2、3の事例についてはテキストで知っていたのですが、ほかに、何百もの事件、事例が起きていたことを知りませんでした。先に紹介した教育史学会のシンポジウムで、大阪芸術大学の小股憲明先生が丁寧な資料とともに報告をしておられます。それによりますと、この内村事件の後も、薄礼や欠礼による解雇・退職が続発していくことになります。そのためなのだそうです。壇上で教師が薄礼・欠礼を生徒に見られてはいけない、その様子を生徒に見られないようにするために、教師が壇上に上がる時には、「児童生徒と教員の同時一斉拝礼方式」というものが導入されたのです。

また、これも私は知らなかったのですが、服装不敬事件というものもありました。例えば、暑くてついついタオルを首筋に巻いたまま壇上に上がって

しまった。これは完全に不敬であるという、これも解雇・退職の対象になりました。あるいは、御真影が雨漏りにより傷んでしまった。これにより告訴されるという事件も発生しています。

そのほか、学校火災や天災による教育勅語の謄本や御真影の焼失や流出、汚損・破損による責任が問われる事件もあります。天災には東北における地震・津波による被災の事例も入っています。こうした火災や天災による焼失、流出、汚損・破損も不敬として扱われたのです。あるいは、盗難等によって紛失をしてしまったケースもあります。一部の事例では「誘拐事件」となっています。この結果、数々の殉職事件が発生しました。教育勅語謄本や御真影を外に出すために火災の中に教員が飛び込んでいく。それで命を落としたケースもあったと言われています。教育勅語は、その取り扱いとしても非常に重たいものを負わされていたことがよく分かります。

教育勅語はあくまでも法的な強制物ではありませんが、非常に強いある種の道徳的強制、あるいは道徳的命令をとともなうものであったということをまず確認して、次に教育勅語の内容の検討について入っていききたいと思います。

2. 教育勅語の内容とその問題

(1) 教育勅語が示す徳目とは

まず、教育勅語が示す徳目とは何かということになります。

第一のポイントは、冒頭に示された、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の部分です。冒頭、この教育勅語は、日本という国を最初に始めたのは「我カ皇祖皇宗」、つまり天皇陛下の祖先だと言い、そして、「徳」というものを樹立してきたのだと言っています。まさに皇国史観そのものが示されているのです。教育勅語が現代に絶対に復活できないのは、この冒頭の皇国史観と今日の私たちの民主主義的な社会とが相容れることができないからです。天皇陛下がこの国をつくったのだ、だから天皇陛下のために忠義を尽くしなさいという徳目が、この後のところに続きま

す。これを「国体論」といいますが、天皇陛下を中心とする「国体論」を説くことが中心的な使命であったというこの教育勅語の性格は、もう否定しようがないと思います。

私の祖母は、小学校のときは天皇陛下の名前を順番に覚えるのが歴史の授業だったと言っていました。ですから、私は今でも覚えているのですが、小学校に上がるときにうちの祖母が、「小学校に上がったら天皇陛下の名前を全部言えなければいけないから、覚えておいたほうがいい」といって私に教えてくれたことがあります。ですから、私は最初の何代かは、神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安とずっと空で言えます。なぜか言えてしまうという体験を私も持っています。

つまり、戦前、教育勅語のもと、歴代の天皇陛下の順番が日本の歴史そのものである、と考えるような歴史観があったわけです。これは歴史学の立場の方からいうと全く話にならない歴史観であるわけですが、それでも教育勅語がこうした歴史像を提示することにより、誤った歴史観が学校教育のなか

に持ち込まれました。その結果、戦時中、津田左右吉先生をはじめとして、多くの歴史学者が弾圧を受けたという歴史事実もあるわけです。

続いて、「我カ臣民ク忠に克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」という箇所です。「我カ臣民」などという言葉づかいもたいへん独特で問題がありますが、簡単にいえば国民を、「天皇陛下の家来」として位置づけるものだったのです。

(2) 歴史の事実のなかに教育勅語をとらえる

第二のポイントは、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ〜」という箇所です。ここに徳目が列記されます。12 あります。「教育勅語にもいいことが書いてある」と主張する人々は、ほとんどの場合、ここの部分のことを言います。お父さん、お母さんに孝行をなささい、兄弟と仲良くしなさい、夫婦仲良くして、友達同士お

【教育勅語 全文】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ
朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ
學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ
成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日
御名 御璽

【教育勅語 現代語訳】

天皇（明治天皇）ご自身がお考えになるに、天照大神以
来の天皇の御先祖たちが我が日本を建国するにさいし、その
規模は広大で、いつまでもその基礎が揺るぐことのないように
され、さらに、御先祖たちは身をつつしみ、国民をたいせつ
にして、後の徳政のお手本を示された。天皇の臣民である日
本国民は、いつの時代も忠孝をつくし、国民が心をついにし
てその美徳を発揮してきたこと、これこそ我が国体（天皇制
社会）のもっともすぐれた点であり、教育の最も大切なこと
根ざしていなければならない。
お前たち臣民（児童・生徒）は、父母に孝行し、兄弟は仲
良く、夫婦も仲睦じく、友人とは信頼しあい、礼儀を守り、
みずから身をつつしみ、人びとには博愛の心で親切にし、
学業に励み、仕事を身につけ、さらに知識をひろめ才能をみ
がき、人格を高め、すすんで公共の利益の増進を図り、社会
のためになる仕事をし、いつも憲法を大事にし、法律を守り、
ひとたび国家の一大事（戦争）になれば、勇気をふるいたて
身も心もお国（天皇陛下）のために捧げること、天にも地
にも尽きるはずのない天皇陛下の御運勢が栄えるようにお助
けしなければならぬ。こうすることは、単に天皇の忠良な
臣民として行動するというだけのものではなく、同時に、お
前たちの祖先が残したすぐれた点を継承し、それをほめたた
えることにもなるのだから。
このような教えに従うことは、まさしく我が天皇の祖先た
ちが残されたおさとしで、皇室の子孫も臣民もともに守るべ
きものであり、之を過去現在のどの時代に当てはめても間
違ってはいないし、国の内外、世界中に当てはめても誤りでは
ない。自分（天皇）は、お前たち臣民たちとともに、このこ
とを自分自身によくいい聞かせ、その教えを守り、君臣一体
となってその徳をより高めたいと思う。
明治二十三年十月三十日
御名（明治天皇、睦仁）
御璽（天皇の印）

注) 高嶋伸欣『教育勅語と学校教育』(岩波ブックレット、1990) より転載

互いに信じ合いなさい、勉強して頑張きなさい。このようなことが書いてあります。しかし、ここで歴史文書として、私たちが科学的な目できちんと見なければいけないのは、戦前の家族制度とは一体どういうものだったかということです。

ご存じのように、戦前日本の家族制度は「家父長制」という仕組みをもっていました。家父長制度は、「家」のなかを、父親を頂点として、その次に続くのが長男、それから次男、三男と続き、その後に母親、そして姉妹がくる。こういった家庭内の序列・順位づけの仕組みです。父親には戸主権があり、この戸主権は絶大でした。父親は家族に対する絶対的な権力を持っていたわけです。

例えば、家父長制のもと、戸主である父親は、扶養の義務も負っています。戦前、社会保障制度はほとんど未整備なままでありましたから、父親の扶養の義務から外れると、子どもは絶対に生きていけない。子どもは、父親の権力から逃れることは絶対にできないという家族関係だったわけです。父親が「お前は勘当だ」と言えば、子どもは父親の扶養義務から離れることになり、子どもは路頭に迷うことになるわけです。

教育勅語は、この家父長制度とじつに一体的な関係のもとで、子どもたちに教えられたという歴史事実を忘れてはいけません。つまり、お父さん、お母さんに孝行しなさいという「親孝行」の中身は、父親の命令は絶対的であり、父親の命令に背くなどということは絶対あってはならないという道徳的指導を、学校のなかで徹底して行ったということなのです。この事実を絶対忘れてはいけません。

あるいは「夫婦相和シ」といった場合も、妻は夫の命令に絶対服従しなさいと教えたに決まっているわけです。もし学校の先生が今のような感覚で、「夫婦でも、もし飲んだくれて暴力を振るっている父親だったら離婚してもいいのだよ」と子どもに教えていたら、その先生は絶対に不敬罪で処罰を受けたに違いありません。これを、「今から読み返せばいいことが書いてある」という話には絶対にできないのです。教育勅語はあくまでも歴史的な文書です。歴史事実に基づいて読み解かなくてはならない文書なのです。

ここで、やや込み入った話をします。お話ししましたように、明治の民法典は家父長制が規定されていますが、これは1898年に作られたものです。これをいわゆる「明治民法」と言います。

じつはその前、最初の民法が、1890年～93年ぐらいの間に整備されました。1880年代にフランスの自然法の研究者であるポアソナードという人が来日し、この最初の民法草案の作成を担当しました。この最初の民法は、非常に民主的な内容を持ったものでした。フランスの法学者が来日してつくりましたので、それなりに相当民主的な、あるいは「個の確立」ということを含んだ近代的な中身の民法だったわけです。

ポアソナードが最初に起案した民法について、日本側の保守的な民法学者たちが、「こんな民法ではだめだ。これでは日本の伝統的な家族は簡単に壊れてしまう」と考えるようになります。そういう人たちが家父長制を規定した明治民法づくりをすすめるようになりますが、彼らは同時に、「教育で始末をつける」ことを考えます。当時の保守派の民法学者、穂積八束がこの言葉を実際に使っています。つまり、最初の民法では、古い日本の伝統的な家族制度を維持することができない、ならば学校教育でこの古い価値観を子どもたちに押しつけければよい、教育で決着をつけようじゃないか、これが「教育で始末をつける」ことの意味だったわけです。これが、「教育勅語」をつくる、じつは決定的な動機になってしまったわけです。

ですから、この教育勅語は民主的なことが書いてあるわけでは全くないのです。伝統的な家族制度に子どもたちをどうやって取り込んでいくか。そういうことを念頭に置いてつくられた家族道徳であったと言わなければならないのです。これが今回、皆さんに理解してもらいたいひとつのポイントになります。

私は、このことは、今日の教育勅語問題を考えるうえで、非常に重要な要素が含まれていると思っています。おそらく、いま教育勅語の「復活」を目論む人たちも、戦後に制定された日本国憲法や各種の法律では、戦前のような家族制度を元に戻すことは、もはやできないと思っているのではないかと。けれども、個人の権利を全部ぶった切りにして、家族制度の枠のなかにもう

1 回閉じ込めたいと考えている。法改正ではとても無理なことだが、「教育で決着をつける」ことはできる、このように考えているのではないか。教育勅語を各学校で徹底して普及させ、教育で戦前型の家族制度を復活させる。こうした筋道を考えながらやっているという意味では、非常に戦前的な手法が、政治家たちがやろうとしている思惑として、いま目の前で起きてきているのではないかと思うのです。

家族制度については、きょうの話の最後にもう一度触れたいと思います。というのは、いま手元に大阪大学の木村涼子先生の書かれた『家庭教育は誰のもの？—家庭教育支援法はなぜ問題か—』（岩波ブックレット）を持ってきましたが、じつは、いま自民党が「家庭教育支援法案」という法律を準備しています。これも結局、家庭・家族をいかにして大事にするか、父親と母親はもっと教育に対し責任を負えという話になるのですが、政府が法律でもって家族の領域に介入してくるという事態が整えられつつある。まだこれは法案の段階ですが、そういう準備がすすめられていることがあります。

それから、自民党の憲法改正草案があります。これも非常に家族主義的な構成になっています。例えば自民党の憲法改正草案の前文のところには、このように書いています。「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。この主語は「日本国民は」なのに、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と書いている。これは法律文章としては全く意味が不明なのですが、「家族や社会全体の助け合い」などということを法律で国民に対して強制することがなじむのか。まさに近代立憲主義の破壊そのものということになりますが、こうした家族論が剥き出しになっています。

また、13 条では、現行憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」と書いていますが、自民党の憲法改正草案では「個人」という言葉を消しています。さらに憲法 24 条では、改正草案は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とあります。

ここで教育勅語をもう一度ご覧いただきたい。教育勅語はあくまでも法律ではありませんが、家族が助け合わなければならないことを、政府が道徳的に命令したり強制したりしているわけです。そういうことが市民社会にとってなじむのかどうか。ぜひ、そういう検討もしていただきたいと思います。家族は支え合わなければいけないという徳目は、本当に普遍的な価値として承認できるのかどうかという問題です。

教育科学の分野では、長らく議論があり、こうした道徳的価値というものは法定にはなじまないという結論を導き出してもきましたし、あるいは学校教育の場面で、一方的に教師が特定の価値道徳を並べ立てることも、問題として把握してきました。家族にはいろいろなスタイルがある。あるいは教室で授業を受けている子どもたちのなかには、お父さん、お母さんからの暴力によって苦しむ子どももいる。いわゆる虐待があります。「兄弟仲良く」といっても、兄弟にもいろいろな形、スタイルがありうる。親孝行や兄弟仲良くといった道徳が強制されるなかで、いろいろと苦しんだり悩んだりする子どもが、たくさんいることを私たちは知っているからです。

例えば、名古屋大学の内田良先生が『教育という病』（光文社新書）という本で紹介しています。ここにお集まりのみなさんは世代的にはそういう教育を受けたことがないと思いますし、私もその体験がないのですが、いま 2 分の 1 成人式が各学校で大ブームなのだそうです。二十歳のちょうど半分、10 歳で 2 分の 1 の成人式を迎え、教室でお父さん、お母さんに感謝の手紙を書こう。それをお父さん、お母さんがいる前で一人ひとり読み上げる。そうすると、お父さん、お母さんは感涙で泣き崩れるのだそうです。

とても感動的な実践なので、急速に広がったといわれていますが、もしかすると保守勢力による策動があるのかもしれない。その真偽はともかくとして、内田良さんは丁寧に統計を駆使して分析し、これを批判されています。感動の裏側には、手紙を書けと言われても書けないといって苦しみ、非常に傷ついている子どもたちがいる。ある一定のパーセンテージで必ずいる。その子どもたちの心の傷の深まりようは感動の比ではない。もっとすさまじい心の傷を負っている。こんなことはすぐにでもやめるべきだというのが彼の

主張です。

私もこの意見に全面的に賛成です。家族とは、父と母がいて、子どもたちがいて構成される、と考えるのは、決して「普通」ではないのです。家族関係だって兄弟関係だって友人関係だって、「特殊」にみえる関係はたくさんありますし、あっていいわけです。そういう意味で、一方的に道徳的価値を押し付けることそのものが、あってはいけないし、あるべきではないのです。そのこともぜひ一緒にご検討いただければと思います。

第三のポイントにいきます。「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」という行です。見てお分かりのとおり、憲法を大事にして法律をよく守りなさいと言っているわけです。この徳目についても、ぜひ憲法理解と併せて検討したいわけですが、これも立憲主義とは真逆です。立憲主義のもとでは、憲法を守る義務は、国民の権利を保障しなければいけない行政権力の側に求められることであり、国民自身が憲法を守る義務を負うわけではないわけです。あくまで国民には、憲法や法律について自由に意見を述べ、あるいは批判する自由が与えられている。憲法を守らなければいけない義務、法律を守る義務は行政権力の側にこそある。教育勅語がこの法律関係を全く転倒させているものであることは、ここでもはっきりします。

第四のポイントになりますが、ここからが教育勅語の決定的な問題です。みてきたように、さまざまな徳目を列記し、その最後に、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とつながります。「一旦緩急アレハ」の「緩急」とは、緩やかなものが急になったり、急なものが緩やかになったりという、事態が変化する様を表しています。事態が変化する、つまり「事変」です。事変とは、すなわち戦争のことを指しています。いったん戦争が起これば、義の心、勇の心を国に捧げ、命を投げ出し、そのことによって「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、つまり皇国の勢いを翼のように全世界中に広げていくのだ、このようになっているわけです。

ちなみに当時の文部省の解説書は、教育勅語に掲げられた徳目と「皇運扶翼」ということを切り離してはいけないという解説を付していました。切り離してはいけませんので、教育勅語のいくつかの徳目だけを取り上げて、「こ

この部分だけはいいいことが書いてある」と主張してはいけません。当時の文部省解説と真っ向から対立していることになりまして、教育勅語をそのように読み解くことはとてもできないと言わなければいけません。一見すると「当たり前」にみえるような徳目を並べ立てながら、その徳目はある一つの出口、侵略戦争へと誘導するものであったわけです。

教育勅語が結果としてこの国に対してもたらした機能、その結末ははっきりしていたと思います。それはアジア、太平洋、そして日本そのものもそうでしたが、数千万人におよぶ命を奪い、また巨大な文化的・経済的な損失を与えました。悲惨な結末を迎えることになりました。そうした悲惨な結末を導いた、戦前日本の戦争国家づくり、その戦時動員体制づくりの中核に教育勅語が位置づいていたことは、間違いありません。

(3) 戦後教育改革の理念（戦争への反省と悔恨）と教育勅語

戦後改革では、この教育勅語は復活することができなかった。当たりのことです。1947年に日本国憲法と教育基本法が制定されますが、1948年6月19日には衆議院では教育勅語の排除決議、参議院では教育勅語の失効確認決議がされました。戦争への反省と悔恨を土台に「平和で民主的な国づくり」を基調とする憲法と教育基本法のもとでは、この教育勅語は使うことができないという判断がなされたからです。

そうすると、閣議決定がいうような、「憲法、教育基本法に反しないような形で教育勅語を使う」などということは、排除決議や失効決議とも完全に真っ向から衝突をしてしまいます。それはこの排除決議・失効決議という歴史事実からもはっきりしています。ですから、結論として言うと、以上のような歴史的な経過を踏まえても、法的な位置づけからしても、そして内容的な面からしても、閣議決定や答弁書のような形で「憲法、教育基本法に反しないならば、教材として用いることができる」などとして、教育現場に教育勅語を復活させることは、論理的には絶対にありえないということを、私は重ねて強調したいと思います。

3. 教育勅語の復活と推進を目論む人たち —改憲の策動と連動する教育勅語問題—

二 つ目に考察しておきたいのは、なぜ今日、教育勅語がこれほど注目を
一 集めるようになってきているのか。その背景について少し検討しておきたいと思います。教育勅語の復活の動きと、憲法改正の動きとが実は連動しているということをよく見ておく必要があるからです。

憲法改正について非常に影響力のある運動を続けている団体があります。日本会議や日本政策研究センターという団体の存在です。彼らは、憲法改正を唱えつつ、南京大虐殺や従軍慰安婦問題を捏造だと主張しています。そして、この団体は、家族主義を非常に強く主張しているグループでもあります。また、彼らは明治政府がとても大好きだという特徴を持っていますが、明治政府がつくった教育勅語もやはり大好きです。それゆえ教育勅語の復活論を非常に粘り強く主張しています。

日本政策研究センターのホームページには、「教育勅語は国民の道徳的指標として、明治の興隆を支える重要な柱ともなり得たわけである。明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日、教育勅語の成立に注がれた先人の叡知と苦心に学ぶべきものは実に多いのではなかろうか」とあります。彼らはこういった主張をしているわけです。今国会中に「教育勅語にはいいことも書かれている」と発言した方々は、これらの団体のメンバーと重なっています。

「明治の興隆を支える重要な柱となった」とか、「明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日」とか、およそ科学的な検証に耐えられない歴史認識が披瀝されています。

途中でお話をしましたように、教育勅語復活の動きと改憲の動向は、明らかに連動しています。安倍首相が5月3日にビデオメッセージで発したように、憲法改正を2020年とスケジュールを区切って提案をしはじめた今、重要な時期にきていますので、この連動性をよくつかんでおく必要があると思います。

おわりに —科学の目で政治と教育を分析する—

(1) あらためて教育勅語の徹底的批判を

最後に「科学の目で政治と教育を分析する」と書きました。本日は、徹底批判する形で教育勅語を検討してみました。「いいことも書いてある」というような箇所はひとつもないと思います。科学的な理解や分析の仕方では、これを国民的なものにしていかなくてはいけないと思います。そうしながら一方で、教育勅語がなぜ憲法改正と連動しているのか、それから、憲法改正と連動しながら進めようとしている現政権の改憲の方向性とは一体どういうものなのか、そういうことを私たちはよく分析して理解する必要があると思います。

(2) 9条解釈改憲、安全保障関連法、共謀罪、教育勅語、改憲動向を 一体的な動きとしてとらえること

憲法9条の解釈改憲と安全保障関連法、共謀罪、改憲動向、これらは一体的な動きとして出てきていることは間違いありません。教育勅語もまた、こうした一連の動きと一体的な関係にあります。このトータルな動きというものを、私たちは絶えず監視し続けなければならないと思います。

そうすると、私たちの運動の課題は、この間、市民共闘で進めてきたような、「この国に立憲主義を取り戻す」という運動になることは間違いないと思います。「戦争する国づくり」をさせない運動、それがこれからもひとつめの柱になり続けると思います。加えて私が問題提起をしたいのは、ふたつめの柱として、社会保障の整備・充実を目指す運動ということになります。立憲主義を守れという運動だけでは十分ではない、というのが私からの問題提起です。

社会保障の整備・充実を目指す運動と、戦前型の家族主義の復活との対決という課題は、じつは一体だと言いたいのです。というのは、戦前型家族主義の復活の目論見というのは、復古主義的に天皇制国家を再建したいとか、家父長制のような父親を頂点とした家族制度づくりをすすめたいとか、女性

の参政権をもう1回奪い取ってしまえとか、おそらくそういうことではないのだと思うのです。そのようなことは不可能だからです。

憲法改正で戦争をする国づくりをすすめること、それは同時に、諸外国に比べると非常に小さな制度ではありますが、この国が持っている社会保障制度の枠組みをいっそう解体させたい、国が公的に請け負う社会保障を解体させた後、これを「家族の支えあいや相互扶助」で代替させたい、そういう社会像・社会構想を彼らは持っているのだと思います。例えば、手元にもってきているのは右派雑誌『Apple Town』の2017年7月号(No.323)です。見出しは、「大家族制度復活で社会保障費を抑制する」とあります。並んでいる見出しは、ほかに、「日本が軍事力を強化することで東アジアの平和を守る」と書かれています。ここに端的にあらわれているのです。「軍事大国化をめざしながら、家族制度を復活させて社会保障費を抑制する」、これが彼らの最大のねらいなのです。

この国で、例えば介護や育児や教育といった制度は非常に不十分になってきています。医療制度が皆保険制度として残っているし、皆年金制度が機能しているとはいえ、それ以外の分野では社会保障がほとんど機能していません。「介護や育児については家族で支え合いなさい。それは家族の責任だ」と国民と子どもに命じることで、そうした制度的な仕組みを持ち込みたいと思っているのだと思います。

ですから、憲法改正のねらいは二つあり、戦争する国家づくりと同時に、社会保障の解体、新自由主義的な改革を一層促進させること、その二つの道だと思っています。このねらいに対抗するためには、戦争する国づくりはいやだという立憲主義を取り戻す運動と同時に、社会保障をどうつくるかという運動をやらなければいけないと私は思っています。

立憲主義の運動で、SEALDsらは若い人たちが立ち上がっています。ただ、立憲主義や安保法の問題では立ち上がるけど、自らの生活の問題、例えば大学の授業料が高いことについては、まだ、なかなか意見が言えていないように思います。少し前、ある若者が「『丸山眞男』をひっぱたきたい」というエッセイで、「もうこの国では生きていけない。雇用が不安定で賃金も低い。

だったら戦争でも何でも起きて、この国が1回ガチャガチャになって破綻してしまえばいい」と書いたことが話題になりました。こういう若い人の意見は無視できないように思います。

若者・青年がそう思わざるを得ない深刻な生活実態について、私たちはもっと真剣に考える必要があると思います。教育勅語復活と憲法改正が、大家族主義を復活させることを目論むものであり、それは社会保障の解体と一体であるという関係性を、徹底的に暴露しつくす必要があるのではないのでしょうか。若者や青年をさらに家族の枠のなかに閉じ込め、自由な生き方をできなくさせてしまうということも、私たちは本気になって伝えていかなくてはなりません。

教育勅語の復活を許してはいけませんが、逆に、教育勅語は、今起きている問題の構造を、私たちにわかりやすく示してくれるものであると思います。目前に迫ってきた改憲問題の本質と構造理解、これを検証するのにたいへんいい「教材」になるはずです。「教材として使えない」と言いましたが、あくまで歴史事実を理解するための教材として、批判的に活用することは問題がありませんし、むしろこの方法で積極的に活用すべきでもあります。この問題に関心をもつ多くの市民とともに、おおいに学習する機会をもつことを呼びかけたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)



教育勅語の何が問題か？

石 井 拓 児
名古屋大学大学院教育発達科学研究科

はじめに一反知性主義とどう向きあうかー

- ・政治の劣化現象と反知性主義の蔓延、ポスト・トゥルース、フェイクニュース
- ・警察の捜査権限を極度に膨張させ、国民の基本的人権に深刻なダメージをもたらす共謀法(「テロ等準備罪法」) →多くの刑法研究者が法案の問題点を指摘
- ・9条解釈改憲(集団的自衛権)、安全保障関連法、いずれもきわめて多くの憲法学者が異論を唱えるなか、政府によるまともな説明はほとんどみられないまま強行
- ・2017年3月31日、教育勅語について「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切と考えているが、憲法・教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定
- ・さらに4月18日、教育勅語の取扱いの判断については、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする答弁書を作成
- ・教育勅語に対する研究者の立場は明白
 - 教育史学会理事会の声明(2017年5月8日)
 - 日本カリキュラム学会理事有志・日本教育方法学会会員有志の提言(2017年5月25日)
 - 教育学関連学会会長声明「政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明」(7月15日現在で23学会の会長が賛同。今後、大きく広がる見通し)

1. 「教育勅語」の歴史的経緯と法的位置づけ

- (1) 1890年教育に関する勅語
 - 1891年小学校教則大綱第二条「修身は教育に関する勅語の趣旨に基き…」
 - 1900年小学校令施行規則
 - 1941年国民学校施行令第一条の一「教育に関する勅語の趣旨を奉体して教育の全般にわたり皇国の道を修練せしめ特に国体に対する信念を深からしむべし」
- (2) 教育勅語はどのように活用されたか
 - a) 1891年文部省令2号で教育勅語謄本と御真影を一定の場所に保管
 - b) 1891年小学校祝日大祭日儀式規定、学校儀式において教育勅語奉読
奉読中の「最敬礼」姿勢
 - c) 以後、学校儀式における不敬事件が頻発

【事例】

 - ・1891年第一高等中学校嘱託教員内村鑑三不敬事件(薄礼により依願退職)
 - ・薄礼・欠礼による解雇・退職(その後、教師の薄礼・欠礼を生徒に見られないようにするために、教員生徒の同時一斉拝礼方式に変更)
 - ・服装不敬事件
 - ・御真影雨漏り告訴事件
 - ・火災や天災による消失・流失・汚損・破損のほか、紛失や盗難(誘拐?) など
 - ・その結果として、数々の殉職事件も発生

2. 「教育勅語」の内容とその問題

- (1) 教育勅語が示す徳目とは
 - ・教育勅語が示す「国体論」とその歪んだ歴史観=皇国史観、皇国臣民の形成
 - ・いくつもの徳目の列記
 - ・その徳目の終着点が「一旦緩急あれば義勇公に奉し」「天壤無窮の皇運を扶翼すべし」
(文部省の解説書では、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を結び付けて解釈すること、とされていた)
- (2) 歴史の事実のなかに教育勅語をとらえる
 - ①戦前の家族制度=家父長制度と「国体」
 - ②間断なき帝国主義戦争・侵略戦争へのまい進、総力戦体制へ
アジア・太平洋、そして日本そのものにもたらした悲惨な結末
戦時動員体制づくりの中核に教育勅語が位置づいていたことは間違いない
- (3) 戦後教育改革の理念(戦争への反省と悔恨)と教育勅語
 - ・日本国憲法・教育基本法の制定(1947年)
 - ・1948年6月19日衆議院で教育勅語の排除決議、参議院で教育勅語の失効確認決議→同年6月25日文部省は戦前・戦中に学校に配られた教育勅語をすべて返還するよう通知

【結論】それゆえ、教育勅語を、「憲法・教育基本法などに反しないような形で教材として用いる」(答弁書閣議決定)ことは、その歴史的経緯をふまえても、法的位置づけや内容面からしても、絶対にありえない。

3. 教育勅語の復活と推進を目論む人たち

- (1) 教育勅語問題と「日本会議」「日本政策研究センター」
 - ・憲法改正(押しつけ憲法論・押しつけ教育基本法論)／南京大虐殺・慰安婦問題をねつ造と主張／家族主義／明治政府礼賛
 - ・教育勅語復活論
 - 「教育勅語は国民の道徳的指標として、明治の興隆を支える重要な柱ともなり得たわけである。明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日、教育勅語の成立に注がれた先人の叡智と苦心に学ぶべきものは実に多いのではなからうか。(日本政策研究センター研究員小坂実、『明日への選択』平成12年8月号)
- (2) 自民党憲法改正草案との連動性
 - ・自民党憲法草案の特徴
 - ・安倍首相のビデオメッセージ(5月3日、「2020年までに憲法改正を」)
 - ・2020年:「天皇代替わり」「東京オリンピック・パラリンピック」

おわりにー科学の目で政治と教育を分析するー

- (1) 教育勅語の徹底的批判を
- (2) 9条解釈改憲、安全保障関連法、共謀罪、教育勅語、改憲動向を一体的な動きとしてとらえること
 - ・立憲主義を取り戻す運動(戦争する国づくりにさせない運動)
 - ・社会保障の整備・充実をめざす運動(戦前型家族主義の復活との対決)